

一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請にかかる 法令試験問題

令和7年9月17日（水）

注意事項

1. 試験時間は10時00分～10時50分です。
2. 解答は問題用紙の解答欄に記入して下さい。
3. 開始時間までは、問題は開かないで下さい。
4. 運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5. 筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6. 質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していくこととなります。なお、試験は不合格となります。
8. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源は切って下さい。
9. 試験会場は禁煙です。
10. 試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者に迷惑とならないように静かに退場して下さい。

内閣府沖縄総合事務局

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験実施日 : 令和7年9月17日

受験者名 : (事業者名)
(氏名)

問1 次の文中の（ ）の部分に当てはまる語句を記入して下さい。

1. 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送事業に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを国土交通大臣が定める区域ごとに、かつ、旅客自動車運送事業の種別ごとに、（ ）として指定することができる。

答. 旅客自動車運送適正化事業実施機関

2. 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者として 法令で定められている者を1つ記入しなさい。

答. 日々雇い入れられる者、
二ヶ月以内の期間を定めて使用される者、
試みの使用期間中の者、
14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を()内に記入して下さい。

- (○) 1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
- (○) 2. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃及び料金の割戻しをしてはならない。
- (×) 3. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。
- (○) 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。
- (×) 5. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。
- (×) 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
- (○) 7. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。
- (×) 8. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任するときには、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (○) 9. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (○) 10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。
- (○) 11. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
- (○) 12. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。
- (○) 13. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
- (×) 14. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長（陸運事務所長）に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。
- (×) 15. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 道路運送法は貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を（オ）かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の（ウ）及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の（サ）の保護及びその（カ）の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて（キ）を増進することを目的とする。

ア. 供給	イ. 道路交通法	<u>ウ. 多様化</u>	エ. 輸送の安全	<u>オ. 適正</u>
<u>カ. 利便</u>	<u>キ. 公共の福祉</u>	ク. 道路運送車両法	ケ. 事業者	コ. 訪日外国人
<u>サ. 利益</u>	シ. 正確	ス. 増加	セ. 旅客の利便	ソ. 利便性

2. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が（ケ）で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる（ス）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その（オ）及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を（キ）において（ア）保存しなければならない。

(運輸規則第38条)

ア. 三年間	イ. 一年間	ウ. 経路	エ. 教育	<u>オ. 日時、場所</u>
カ. 報告	<u>キ. 営業所</u>	ク. 精神	<u>ケ. 告示</u>	コ. 電子媒体
サ. 車庫	シ. 基準	<u>ス. 運転技術</u>	セ. 通達	ソ. 指導監督

3. 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の（イ）を受けなければならない。

(道路運送法第4条)

ア. 承認	<u>イ. 許可</u>	ウ. 免許
-------	--------------	-------

4. 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は（イ）の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。

(道路運送法第7条)

ア. 6ヶ月以上	<u>イ. 1年以上</u>	ウ. 2年以上
----------	----------------	---------

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ウ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(道路運送法第8条)

ア. 2年	イ. 3年	<u>ウ. 5年</u>	エ. 6年	オ. 10年
-------	-------	--------------	-------	--------